

第七十六回 帝國議會 貸家組合法案特別委員會議事記録第四號

昭和十六年二月二十一日(金曜日)午前十時七分開會

○委員長(子爵立見豊丸君) 只今ヨリ開會致シマス、本日ハ醫療保護法案ニ付テ御質疑願ヒタイト思ヒマス

○男爵山川建君 其ノ前ニ貸家組合法、ソレカラ住宅營團ニ付テチヨット一ツ……

○委員長(子爵立見豊丸君) ソレデハ……

○男爵山川建君 私ノハ極メテ簡單ナ質問デアリマスガ、貸家組合法ニ付キマシテ、御説明ニ依リマシテ、資材ノ配給ノ斡旋、或ハ金融ノオ世話ト云フヤウナ點ト、モウ一つハ稅ノ關係デ減免サレル所得稅、營業稅、家屋稅或ハ不動產取得稅、サウ云フモノノ減免ガアルト云フコトガ特色ノヤウニ伺ヘルノデアリマスガ、併シ此ノ稅ノ關係ハ組合ガ營業稅ヲ拂フベキ場合、或ハ家屋稅ヲ拂フベキ場合、或ハ不動產取得稅ヲ納付スベキ場合ニサウ云フ特典ガアルト云フ風ニ解釋ガ出來ルノデアリマスガ、サウナリマスト、實際ノ問題トシテ營業稅、所得稅或ハ不動產取得稅ノ減免ト云フコトハ、餘リニ大シタ金額ニナラヌノデヤナイカ、又サウ云フ場合ハ極メテ少イデヤナイカト云フヤウナ氣持ガスルノデアリマス、即チ組合ガサウ云フ事務所ヲ持ツテ居ツテ家屋稅ヲ納付スベキ場合、事務所ヲ組合ガ持ツテ居リマシテモ、極メテ小サナモノガ多イノデヤアルマイカ、又組合ガ不動產ヲ取得スルト云フヤウナ場合ハ餘リナイデヤナイカト

云フ風ニ考ヘラレルノデアリマスガ、其ノ邊ノ所ハドウ云フ風ニ御考ニナッテ居リマスカ、伺ヒマス

○政府委員(熊谷憲一君) 御答へ申上ゲ方デハ、新築家屋ハ電燈「ガス」ト云フモノハ取付ガ困難デアリマス、是ニ付テハ御成案ガアルノデアリマスカ

○政府委員(熊谷憲一君) 電燈及「ガス」ニ付キマシテハ、只今資材ノ關係デ色々困難ガアルト存ジマス、マア電燈ノ方ハサウ大シタ問題デナイト思ヒマスガ、「ガス」ノ方ガ非常ニ困難ダト思フノデアリマス、マダ成案ガアルト云フ所迄ハ行ツテ居リマセヌガ、出來ルダケサウ云フ方面ハ努力シテ行キタイト考ヘテ居リマス

○安宅彌吉君 只今申シタ通り、關西デハ新築家屋ニ對スル電燈トカ「ガス」トカ云フモノノ供給ハ殆ど出來スト言ツテ宜イノデス、

○安宅彌吉君 利率ハドウデスカ

○政府委員(熊谷憲一君) 利率等ニ付キマシテハ、マダハツキリ率ヲ決メテ居リマセガ、何レ業務規程等ニ依テ決メル積リ

○政府委員(熊谷憲一君) ソレデ此ノ第五號ノ「住宅ノスカ、同ヒマス

云フ風ニ考ヘラレルノデアリマスガ、其ノ邊ノ所ハドウ云フ風ニ御考ニナッテ居リマスカ、伺ヒマス

○政府委員(熊谷憲一君) 御答へ申上ゲ方デハ、新築家屋ハ電燈「ガス」ト云フモノハ取付ガ困難デアリマス、是ニ付テハ御成案ガアルノデアリマスカ

○安宅彌吉君 極ク簡易ナ質問デスガ、此ノ兩方トモ、電燈「ガス」ト云フモノハ關西地

○安宅彌吉君 此ノ營團ノ方ノ十六條ノ第

四號ノ住宅ノ建設ノ爲ニスル資金ノ貸付」ト云フノハ、此ノ營團ガ御所有ニナッタ地面

○安宅彌吉君 云フノハ、此ノ營團ガ御所有ニナッタ地面ノ中ニ建設スル住宅建設ト云フ意味デスカ、又ハ此ノ貸家組合ノ關係ニモ金ヲ貸シテヤル

○政府委員(熊谷憲一君) 御言葉ノ通リデスカ、斯ウ云フコトデスカ

○政府委員(熊谷憲一君) 利率等ニ付キマシテ、十六條ノ第二號ニ依リマシテ

○政府委員(熊谷憲一君) 利率等ニ付キマシテ、例ヘバ主トシテ貸家組合ノ住宅建設ノ爲ニスル資金ノ貸付ヲヤリタイト考ヘテ居リマス

○安宅彌吉君 内輪ダケノ……

○政府委員(熊谷憲一君) 内輪ダケデス

○安宅彌吉君 尚同ヒタイノデスガ、二十一年デ自分ノモノニナルトシテモ、死亡ダトカ、轉居ダトカ、或ハ家族ガ殖エタトカデ

○安宅彌吉君 轉宅シナケレバナラナイ、サウ云フ時分ニハ無論賣買サレルト思ヒマスガ、其ノ基準ガナケレバナラナイト思ヒマス、何年間住

○安宅彌吉君 ンダ時ハ幾ラニ賣ルトカ、或ハ制限ガアルト言ヒマスガ、何カ是以上ニ賣ツチャイカ

○政府委員(熊谷憲一君) 利率等ニ付キマシテ、成ルベク低利ニ致シタイト考ヘテ居リマスカ、此ノ點ハ特ニ優先的

○政府委員(熊谷憲一君) ルモノハ營團自身ガヤルガ、貸家組合等ニ

○政府委員(熊谷憲一君) 所要ノ金ヲ貸スト、斯ウ了解シテ宜シウゴ

ルダケマア優先的ニ配給シテ貰フヤウナ方ニナッテ居ルノデアリマスガ、「ガス」ノ方ハ足ノ爲ニ思ハシク行カナイノデヤナイカト

○政府委員(熊谷憲一君) 左様デゴザイマスカ、同ヒマス

○政府委員(熊谷憲一君) フモノハ此ノ營團ノ家屋ノ貸借ノ仲介ヲスルト云フ、斯ウ云フコトデスカ

○政府委員(熊谷憲一君) 御言葉ノ通リデスカ、アリマシテ、住宅ノ建設及受託等ヲ致シテ居リマスノデ、サウ云フ住宅ノ賣買ヤ貸借ノ仲介ヲ致スノデアリマスカ

○政府委員(熊谷憲一君) ト云フ御方針デアリマスカ、其ノ利率ハドウ云フ利率デスカ

シテヤルトシテモ矢張リ値段ニ付テノ制限
ガアルノデアリマスカ

○政府委員(熊谷憲一君) 此ノ住宅ノ分譲等ヲ受ケマシテモ、二十年ナリ其處バカリニ居ルト云フ譯ニ行カナイノデアリマシテ、御言葉ノ通り色々ナ事情デ引越シスル場合ガ多々アルト思ヒマス、サウ云フ場合ニハ其ノ家ヲ他人ニ貸ストカ、譲渡ショウト云フコトハ出來ヨウト思ヒマス、ソレ等ノ問題ニ付キマシテハ業務規程デ詳シク決メマシテ、ドウ云フ標準デ賣渡ス、ドウ云フ標準デ貸借スルト云フコトハハッキリ決メテ居リマス

○安尾彌吉君 拝込ム毎月ノ家賃ハ家ノ代

金幾ラカヲ含ンデ居ルト云フコトニナル、ソレデ貸サナケレバナラナイ、ソレデ賣ラナケレバナラナイト云フコトニナルト、ソレハ業務規程デ御決メニナル譯デスネ

○政府委員(熊谷憲一君) サウデアリマス○男爵山川建君 モウ一ツ伺ッテ置キタインデスガ、貸家組合ノ方ノ一條ノ三デアリマスガ、「組合員ノ貸家ニ關スル斡旋所ノ設置」之ニ對シテハ御説明ニ依リマスト、千圓ノ補助ヲスルト云フ話ヲ承ッタノデアリマスガ、コ、デ一體ドウ云フコトヲヤリマスノデアリマスカ、ソレヲチヨット伺ヒタ

イト思ヒマス
○政府委員(熊谷憲一君) 御承知ノ如ク最近近住宅難ガアリマス爲ニ、方々ニ貸家案内所乃至貸間案内所ト云フモノガ出來テ居リマシテ、其ノ中ニハ可成り如何ハシイモノモアルヤウデアリマス、折角手數料ヲ拂ッテ行ッテ見タ處ガ、其ノ家ハ人ガ借リテ居ッタト云フヤウナコトモアリマスシ又住宅難ニ乘ジマシテ、非常ニ高イ手數料ヲ、百圓ト

カ二百圓トカ云フ高イ手數料ヲ取ッテ斡旋シテ居ル向モアルヤウニ聞イテ居リマス、サウ云フコトノナイヤウニ大體貸家組合ガ

出来マスト、其ノ組合ノ持ツテ居ル貸家斡旋所ニ届ケテ貰ッテ、内容等モ届ケテ貰ッテ、其處ニ名簿ヲ備ヘ付ケルカ、或ハ民間デヤツテ居リマスヤウニ掲示場ヲ作りマスト云フヤウナコトデ、貸家ヲ搜シテ居ル人ニ出来ルダケ便宜ヲ與ヘヨウ、或ハ手紙等ノ照會ニ對シマシテモ回答ヲシテ出来ルダケ貸家ヲ搜シテ居ル、空屋ヲ搜シテ居ル人ニ便宜ヲ與ヘテ行カウト云フ組織デアリマス、豫算モ御話ガアリマシタ通リニ、大體千圓以内ヲ補助シテ行カウト云フ考デ居リマス

○男爵山川建君 尚モウ一點伺ヒタイノデアリマスガ、住宅營團ノ方デ土地收用法ニ依ツテ收用サレタ地面ヲ分譲ニ依リマシテ自分ガ所有權ヲ得タト云フ場合ニ、ソレノ轉賣ニ付テ複雜な關係ガ起ルト思ヒマシタガ、斯ウスガ、其ノ點ハドウ云フ風ニナリマスカ

○政府委員(熊谷憲一君) 其ノ點ハ十七條ノ末項第三項デアリマスガ、勅令ヲ以テ何レ細カイ規定ヲ設ケマシテ、其ノ間ノウルサイ關係ガ起ラナイヤウニシテ行キタイト考ヘテ居リマス

○松井貞太郎君 ソレカラ引續キマシテ、此ノ十九條、二十條ニ付テノ質問ナンデスマスガ、營團ノ事業トカ、ソレカラ住宅ノ建設資材ト云フヤウナコトニ付キマシテハ、大體各位ノ御質問ヲ通ジテ御意見ヲ承ッタノ

ト考ヘルノデアリマスガ、從ツテ莫大ノ資金ヲ要スル爲ニ十億圓迄最高住宅債券ヲ發行シ得ルコトニナツテ居ルノデアリマスガ、政府カラモ多額ノ公債ガ出、又債券ガ出マスガ、時代モアリマセヌデスガ、個人ノ所有地モスル規定ガアリマセヌデスガ、個人ノ所有地モスル規定ガアリマセヌデスガ、又帝都高速度交通營團トカ、農地開發營團トカ、各、皆債券ヲ出サレルヤウニ考ヘテ居ルノデ、本債

ヲ買收スルコトモ亦多々アルト思ヒマス、此ノ十八條ヲ置キマシタ趣旨ハ、北海道、サウ云フコトノナイヤウニ思ヒマスルガ、

府縣市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ所有ニ屬スル土地ヲ他ニ賣却シヨウト云フ場合ニ於キマシテハ、會計規則ニ依リマシテ國

ノ會計規則ヲ準用シテ居リマスノデ、競爭入札ニ依リマス、サウ致シマスト一體ニ地代ガ釣上リマスカラ、サウ云フ住宅營團ガヤル場合ニ於テハ隨意契約ニ依ツテヤルコトガ出來ル、詰リ會計法ノ特則ヲ置イタ譯デアリマス、然ラバ國ニ於テハサウ云フ規定ガナイデヤナイカト云フ御尋ガアルヤモ知レマセヌガ、國ニ付キマシテハ會計法ノ第

三十一條ニ依リマシテ、會計規則ノ百十四條ノ第一項ノ二十號ト思ヒマシタガ、斯ウ云フ公益團體ニ對シマシテハ、原則ノ公入札ノ方法ニ依ラズシテ、隨意契約ニ依ツテ讓渡スコトガ出來ルト云フコトニナツテ居リマスカラ、國ノ方ハ其ノ會計規則ニ依ルコト致シマシテ、十八條ニ依ツテ其ノ外ノ北海道、府縣等ノ公共團體ニ付テ此ノ特則ヲ設ケタ譯デアリマス

○松井貞太郎君 ソレカラ引續キマシテ、此ノ十九條、二十條ニ付テノ質問ナンデスマスガ、營團ノ事業トカ、ソレカラ住宅ノ建設資材ト云フヤウナコトニ付キマシテハ、大體各位ノ御質問ヲ通ジテ御意見ヲ承ッタノニ付テハ一先ツ御質疑ハ是デ打切りマシテ、

○長岡隆一郎君 極ク些細ナコトデゴザイマスガ、第二十四條ニ、道府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ左ニ掲タル土地又ハ建物

ニ對シテハ租稅其ノ公課ヲ課スルコトヲ得ナイトアリマス、誠ニ結構ダト思ヒマスガ、他ノ私立社會事業、例へバ個人經營ノ孤兒院トカ、個人經營ノ托兒所トカ云フモノニ對シテハ斯ウ云フ公課ヲ免ジテ居ラレルノデアリマスカ

○政府委員(熊谷憲一君) 社會事業法ニ於キマシテモ大體之ト同ジヤウナ規定ガアリ

マシテ、大體同ジヤウナ取扱ニナツテ居リ
マス

○長岡隆一郎君

ソレハ國ノ稅ノ關係デス
カ、確カ私立學校ノ地租免除ニ關スル件ト
カ云フ特別法ガアツテ、私立學校ノ敷地ニ對
シテハ地租ヲ免除シテ居ルト思ヒマスガ、
是ハ社會事業法ニ於テハ地租云々ノコトハ
ナイヤウニ思フノデアリマスガ、其ノ權衡
ノ問題ニ付テ御考ヘニナツタコトガアリマ
セウカ

○政府委員(熊谷憲一君) 其ノ點ニ付キマ
シテハ實ハ餘り調べ居リマセヌノデ、又
後デ御説明申上ゲマス

○長岡隆一郎君 只今山川男爵カラ御注意
ガアリマシタガ、他ノ私立學校デ所有シテ
居ル土地ト云フモノハ、無論學校ノ用ニ供
スルトカ、校舍トカ、運動場トカ、敷地ト
カ云フモノデス、基本財產トシテノ土地ハ
含ンデ居ナイ、私立學校ハ經營が困難ナモ
ノモアリマスケレドモ、中ニハ財政ノ豊力
ナモノモアル、或ハ財閥ノ援助ヲ受ケテ居
ル私立ノ高等學校モアツテ、經營ノウマク
行ツテ居ル大學モアル、從ツテ此ノ大學ニ學
者ハ多クハ中產階級以上ノ子弟デアル、
サウシテ相當ノ社會事業團體モ混ツテ居ル、
一方ノ托兒所トカ、孤兒院トカ云フヤウナ
モノハ全ク下層階級ノ貧民ノ孤兒トカ、或
ハ幼兒ヲ收容シテ居ルノデアツテ、是カラ租
稅ヲ取ルト云フコトハ、是ハ少シ權衡ヲ失
シテ居ルト思フ、無論是ハ國ノ財政ニモ影
響スルコトデスカラ、今日之ヲドウ解決ス
ルト言ツタ處デナカヽ大藏省ノ同意ヲ得
ラレルコトハムヅカシカラウト思ヒマス、
併シナガラ是ハ當局デ能ク御考慮ニ留メラ
レタイト思ヒマス、社會事業ト言ツテモ、社

會事業ト云フ定義ガムヅカシイノデアリマ
スケレドモ、私立學校ノ土地ノ免稅ヲスル
トカ云フコトハ惡イ善イト云フ意味デハナ
イノデアリマスガ、ソレハ其ノ儘ニ置イテ
待遇ヲ與ヘラレルコトガ當然デハナイカ、
是ハ御當局ニ於テ十分サウ云フ御努力ヲ願
ヒタイ、今日直チニ解決シテ戴キタイト云
フノデハナイノデス、ソレニ對スル御所見
ハ如何デスカ

○政府委員(熊谷憲一君) 實ハ御言葉ノア
リマンタ點ハ解決スルニ至ラナカツタノイデ
アリマス、從來ノ程度ヲ越エテ居リマセヌ、
併シ只今ノ學校ノ免稅ノ點等ヲ考ヘマスト、
或ハ權衡ヲ失シタ點モアルヤウデアリマス、
將來適當ナル機會ニ速カニサウ云フコトガ
實現致シマスルヤウニシタイト思ヒマス
○中川望君 質問デヤアリマセヌガ、住宅營
團法案ニ關シテハ衆議院ノ委員會ニ提出シ
タ資料ト云フモノヲ配付ニナツテ居リマス
ガ、醫療保護法案ニ付テハマダ戴イテ居ラ
ニヤウニ存ジマスガ、勅令案其ノ他ニ付
テノ資料ガアリマシタナラバ、先ヅ豫メ御
配付ヲ願ツテ置キマス、御交渉ヲ願ヒマス
○委員長(子爵立見豐丸君) 畏リマシタ

○政府委員(熊谷憲一君) 持ツテ居リマス
カラ差上ゲルコトニ致シマス
○松井貞太郎君 第二十二條デ、町村ガ十
三分ノ七ノ補助ヲ受ケルコトニナツテ居リマ
スガ、其ノ末文デ又道府縣ガ市町村ニ對シ
テ四分ノ一ノ補助ヲ出スコトニナツテ居ルヤ
ニ比較致シマシテ財政ガ困難デアラウト云
フ點ヲ睨ミマシテ、救護法ヤ母子保護法ノ
ニ依リ勅令ヲ以テ指定スル者ハ、是ハ新シ
ク入りマシタノデ、恩賜財團濟生會ヲ見込
ニデ居ルノデアリマス、恩賜財團濟生會ハ
御承知ノヤウニ明治四十四年ニ畏多イコトデ
アリマスガ、明治天皇ノ勅語ヲ賜リマシ

ニナルト思ヒマス、其處ヘ二十三條モ何
トカ云フコトハ惡イ善イト云フ意味デハナ
イノデアリマスガ、ソレハ其ノ儘ニ置イテ
待遇ヲ與ヘラレルコトガ當然デハナイカ、
是ハ御當局ニ於テ十分サウ云フ御努力ヲ願
ヒタイ、今日直チニ解決シテ戴キタイト云
フノデハナイノデス、ソレニ對スル御所見
ハ如何デスカ

○政府委員(熊谷憲一君) 實ハ御言葉ノヤウニ
多少違ヒガアリマス、二十二條ニ依リマス
ト、府縣及ソレカラ其ノ他ノ公共團體法
人等ガ此ノ事業者ニナリマス場合ニハ二分
ノ一ノ補助デアリマシテ、ソレニ道府縣カ
ラノ補助ガ四分ノ一アリマスカラ、合計致
シマスト十二分ノ九ニナリマス、今申上げ
マシタノハ四分ノ一ノ負擔ヲ自分ガスレ
バ、アトノ四分ノ三ハ國、道府縣カラ補助
ガ貰ヘルト云フコトニナリマス、ソレカラ
町村ノ方トソレカラ第三條ノ規定ニ依リ勅
令ヲ以テ指定スル者、即チ恩賜財團濟生會
ノ方ハ國ガ十二分ノ七出シマシテ、道府縣
ガ四分ノ一出シマスカラ、十二分ノ十ニナリ
マス、十二分ノ九ト十二分ノ十トデ、少シバ
カリノ開キヲ生ズルガ、サウ大シタ開キニハ
ナゾデ居リマセヌ、唯町村及第三條ノ規定ニ依
リ勅令ヲ以テ指令スル者ニ付キマシテ、十
二分ノ六即チ一分ノ一デナク、十二分ノ七、
詰リ十二分ノ一ダケ餘計ニ致シマシタ理由
ハ、多少デハアリマスガ、町村ハ市、道府縣
ニ比較致シマシテ財政ガ困難デアラウト云
ハ、實際上甚ダ困難デヤナイカト思ヒマス
ガ、サウ云フ點カラ見テモ、又一般國民保
險ノ上カラ見テモ、醫師ノ分布ト云フコト
ニ付テ何カ適當ノ方策ヲ御考ヘニナツテ居
ルノデアルカ、現在デモ地方ニ依ツテ相
當ノ施設ヲシテ居ルトハ思ヒマスケレドモ、
此ノ法律ガ出來ル以上ハ、一層其ノ必要ヲ
感ズルノデヤナイカト思フノデスガ、何カ
之ニ付テ御考ガアルノデアリマスカ、此ノ
機會ニ於テ一般ノ國民保險ノ上カラモ御尋
ねシテ置キタイト思ヒマス

○政府委員(熊谷憲一君) 御尤モノ御尋ニ
アリマシテ、マダ醫師ノ無イ村ガ三千數百
全國ニアルノデアリマス、之ニ付キマシテ
ハ實ハ私ノ主管デハアリマセヌデ、今衛生

ニナルト思ヒマス、其處ヘ二十三條モ何
トカ云フコトハ惡イ善イト云フ意味デハナ
イノデアリマスガ、ソレハ其ノ儘ニ置イテ
待遇ヲ與ヘラレルコトガ當然デハナイカ、
是ハ御當局ニ於テ十分サウ云フ御努力ヲ願
ヒタイ、今日直チニ解決シテ戴キタイト云
フノデハナイノデス、ソレニ對スル御所見
ハ如何デスカ

○政府委員(熊谷憲一君) 實ハ御言葉ノヤウニ
多少違ヒガアリマス、二十二條ニ依リマス
ト、府縣及ソレカラ其ノ他ノ公共團體法
人等ガ此ノ事業者ニナリマス場合ニハ二分
ノ一ノ補助デアリマシテ、ソレニ道府縣カ
ラノ補助ガ四分ノ一アリマスカラ、合計致
シマスト十二分ノ九ニナリマス、今申上げ
マシタノハ四分ノ一ノ負擔ヲ自分ガスレ
バ、アトノ四分ノ三ハ國、道府縣カラ補助
ガ貰ヘルト云フコトニナリマス、ソレカラ
町村ノ方トソレカラ第三條ノ規定ニ依リ勅
令ヲ以テ指定スル者、即チ恩賜財團濟生會
ノ方ハ國ガ十二分ノ七出シマシテ、道府縣
ガ四分ノ一出シマスカラ、十二分ノ十ニナリ
マス、十二分ノ九ト十二分ノ十トデ、少シバ
カリノ開キヲ生ズルガ、サウ大シタ開キニハ
ナゾデ居リマセヌ、唯町村及第三條ノ規定ニ依
リ勅令ヲ以テ指令スル者ニ付キマシテ、十
二分ノ六即チ一分ノ一デナク、十二分ノ七、
詰リ十二分ノ一ダケ餘計ニ致シマシタ理由
ハ、多少デハアリマスガ、町村ハ市、道府縣
ニ比較致シマシテ財政ガ困難デアラウト云
ハ、實際上甚ダ困難デヤナイカト思ヒマス
ガ、サウ云フ點カラ見テモ、又一般國民保
險ノ上カラ見テモ、醫師ノ分布ト云フコト
ニ付テ何カ適當ノ方策ヲ御考ヘニナツテ居
ルノデアルカ、現在デモ地方ニ依ツテ相
當ノ施設ヲシテ居ルトハ思ヒマスケレドモ、
此ノ法律ガ出來ル以上ハ、一層其ノ必要ヲ
感ズルノデヤナイカト思フノデスガ、何カ
之ニ付テ御考ガアルノデアリマスカ、此ノ
機會ニ於テ一般ノ國民保險ノ上カラモ御尋
ねシテ置キタイト思ヒマス

○政府委員(熊谷憲一君) 御尤モノ御尋ニ
アリマシテ、マダ醫師ノ無イ村ガ三千數百
全國ニアルノデアリマス、之ニ付キマシテ
ハ實ハ私ノ主管デハアリマセヌデ、今衛生

ニナルト思ヒマス、其處ヘ二十三條モ何
トカ云フコトハ惡イ善イト云フ意味デハナ
イノデアリマスガ、ソレハ其ノ儘ニ置イテ
待遇ヲ與ヘラレルコトガ當然デハナイカ、
是ハ御當局ニ於テ十分サウ云フ御努力ヲ願
ヒタイ、今日直チニ解決シテ戴キタイト云
フノデハナイノデス、ソレニ對スル御所見
ハ如何デスカ

○政府委員(熊谷憲一君) 實ハ御言葉ノヤウニ
多少違ヒガアリマス、二十二條ニ依リマス
ト、府縣及ソレカラ其ノ他ノ公共團體法
人等ガ此ノ事業者ニナリマス場合ニハ二分
ノ一ノ補助デアリマシテ、ソレニ道府縣カ
ラノ補助ガ四分ノ一アリマスカラ、合計致
シマスト十二分ノ九ニナリマス、今申上げ
マシタノハ四分ノ一ノ負擔ヲ自分ガスレ
バ、アトノ四分ノ三ハ國、道府縣カラ補助
ガ貰ヘルト云フコトニナリマス、ソレカラ
町村ノ方トソレカラ第三條ノ規定ニ依リ勅
令ヲ以テ指定スル者、即チ恩賜財團濟生會
ノ方ハ國ガ十二分ノ七出シマシテ、道府縣
ガ四分ノ一出シマスカラ、十二分ノ十ニナリ
マス、十二分ノ九ト十二分ノ十トデ、少シバ
カリノ開キヲ生ズルガ、サウ大シタ開キニハ
ナゾデ居リマセヌ、唯町村及第三條ノ規定ニ依
リ勅令ヲ以テ指令スル者ニ付キマシテ、十
二分ノ六即チ一分ノ一デナク、十二分ノ七、
詰リ十二分ノ一ダケ餘計ニ致シマシタ理由
ハ、多少デハアリマスガ、町村ハ市、道府縣
ニ比較致シマシテ財政ガ困難デアラウト云
ハ、實際上甚ダ困難デヤナイカト思ヒマス
ガ、サウ云フ點カラ見テモ、又一般國民保
險ノ上カラ見テモ、醫師ノ分布ト云フコト
ニ付テ何カ適當ノ方策ヲ御考ヘニナツテ居
ルノデアルカ、現在デモ地方ニ依ツテ相
當ノ施設ヲシテ居ルトハ思ヒマスケレドモ、
此ノ法律ガ出來ル以上ハ、一層其ノ必要ヲ
感ズルノデヤナイカト思フノデスガ、何カ
之ニ付テ御考ガアルノデアリマスカ、此ノ
機會ニ於テ一般ノ國民保險ノ上カラモ御尋
ねシテ置キタイト思ヒマス

○政府委員(熊谷憲一君) 實ハ御言葉ノヤウニ
多少違ヒガアリマス、二十二條ニ依リマス
ト、府縣及ソレカラ其ノ他ノ公共團體法
人等ガ此ノ事業者ニナリマス場合ニハ二分
ノ一ノ補助デアリマシテ、ソレニ道府縣カ
ラノ補助ガ四分ノ一アリマスカラ、合計致
シマスト十二分ノ九ニナリマス、今申上げ
マシタノハ四分ノ一ノ負擔ヲ自分ガスレ
バ、アトノ四分ノ三ハ國、道府縣カラ補助
ガ貰ヘルト云フコトニナリマス、ソレカラ
町村ノ方トソレカラ第三條ノ規定ニ依リ勅
令ヲ以テ指定スル者、即チ恩賜財團濟生會
ノ方ハ國ガ十二分ノ七出シマシテ、道府縣
ガ四分ノ一出シマスカラ、十二分ノ十ニナリ
マス、十二分ノ九ト十二分ノ十トデ、少シバ
カリノ開キヲ生ズルガ、サウ大シタ開キニハ
ナゾデ居リマセヌ、唯町村及第三條ノ規定ニ依
リ勅令ヲ以テ指令スル者ニ付キマシテ、十
二分ノ六即チ一分ノ一デナク、十二分ノ七、
詰リ十二分ノ一ダケ餘計ニ致シマシタ理由
ハ、多少デハアリマスガ、町村ハ市、道府縣
ニ比較致シマシテ財政ガ困難デアラウト云
ハ、實際上甚ダ困難デヤナイカト思ヒマス
ガ、サウ云フ點カラ見テモ、又一般國民保
險ノ上カラ見テモ、醫師ノ分布ト云フコト
ニ付テ何カ適當ノ方策ヲ御考ヘニナツテ居
ルノデアルカ、現在デモ地方ニ依ツテ相
當ノ施設ヲシテ居ルトハ思ヒマスケレドモ、
此ノ法律ガ出來ル以上ハ、一層其ノ必要ヲ
感ズルノデヤナイカト思フノデスガ、何カ
之ニ付テ御考ガアルノデアリマスカ、此ノ
機會ニ於テ一般ノ國民保險ノ上カラモ御尋
ねシテ置キタイト思ヒマス

リマスケレドモ、特別ニ無醫村ニ對スル對策ハ色々計畫ヲシテ居ル譯アリマス、ソレデ此ノ醫療保護法ト致シマシテハ第六條ノ規定ニ依リマシテ、「其ノ他適當ナル施設」ト云フノガアリマスガ、是デ或ハ出張診療所ヲ置キマストカ、或ハ一週間ニ一回トカ、月ニ二回トカ、定期的ニ巡回診療班ヲ廻シマシテ診療シテ歩キマストカ、サウ云フコトヲ第六條ニ依ツテヤリタイト思ッテ居リマス、尙第七條ノ「醫療又ハ助產ニ關シ必要ナル附帶事業」ト云フノガアリマスガ、此ノ附帶事業ト致シマシテハ、サウ云フ醫師ノ無イ村ニ於キマシテ定期的ニ巡回診療班ヤナカ廻リマスケレドモ、尙醫者ノ指示ヲ受ケマシテ、適當ナ、普通ノ簡單ナ常備藥或ハ消毒藥等ハ配付シテ置キマシテ、出來ルダケサウ云フ方面ニモ醫療ノ普及ヲ致シタ伊ト考ヘテ居リマス、根本問題ト致シマシテハ、衛生局長カラ詳シク申上ゲルト思ヒマスケレドモ、無醫村ニ對スル特殊ノ對策ヲ講ジナケレバナラヌト云フコトデ色々計畫シテ居リマスカラ、其ノ方デ併セ考ヘテ行キタイト思ヒマス。

○仁井田益太郎君 チヨット序ニ甚ダ恐レ入リマスガ、本法ヲ施行スルニ付テハ醫師會ノ如キ醫師團體トノ打合セトカ、サウ云ッタトニ關スル詰リマア打合セトカ、サウ云ッタヤウナモノハドノ程度ノ打合セナリ何ナリガ出來テ居ルカ、一應チヨット伺ツテ置キタイト思ヒマス。

○政府委員(熊谷憲一君) 是ハ醫療保護法或ハ救療法ト云フ名前デ今迄稱ヘラレテ居タノデアリマスガ、此ノ法案ヲ作ッテ貰ヒ滑ナラシメルト云ツタヤウナコト迄行カナ

タイト云フ希望ハ、實ハ九年カ十年前カラアツタノデアリマス、サウシテ日本醫師會長カラ再三早ク之ヲ作ツテ貴ヒタイト云フ建議ニモナッテ居リマス、ソレカラ議會ニモ一度建議カ陳情ガ出タノデアリマス、其ノ他社會事業大會或ハ方面委員ノ大會等ニ於キマシテモ、此ノ醫療救護法ヲ作ツテ貴ヒタイト云フ再三ノ希望ガ出タノデアリマス、又厚生省内ニアリマスル醫療制度調查會、是ハ醫療體系ノ色々根本的ナ問題ヲ協議スル委員會デアリマスルガ、其處ニ於キマシテモ醫療保護法ヲ是非作ツテ貴ヒタイト云フコトガ言ハレマシテ、醫師會ト致シマシテモ、此ノ法案ノ出來ルコトハ、實ハ非常ニ希望シテ居リマス、昨年ノ夏デアリマシタガ、此ノ時局下ニ於キマシテ斯ウ云フ貧民階級ニ對シマシテ、如何ナル對策ヲ講ズベキカト云フコトヲ中央社會事業委員會ニ諮問ガアリマシタ時ニモ、此ノ醫療保護法ヲ作レト云フ答申ガアッタノデアリマス、醫師會トハ從來カラ、救護法トカ或ハ母子保護法ノ施行ニ付キマシテ、色々ト協力ヲ得テ居ルノデアリマシテ、勿論此ノ案ノ内容ニ付キマシテモ、十分醫師會ニモ御話シ申上ゲテ非行スルヤウニツシテ貴ヒタイト云フヤウナ考ヘ方ヲ持タナイガ對スルヤウニツシテ貴ヒタイト云フヤウナ希望ハ、醫師會ナリ開業醫ノ方ニアルノデアリマスガ、特ニ只今御話ノアリマシテ、ソレニ付テ十分感謝ノ念ヲ持ツテ我々ガ對スルヤウニツシテ貴ヒタイト云フヤウナコトモ相當スルト云フコトハ、是ハモウ十分ノ義務ダト云フヤウナ考ヘ方ヲ持タナイガ對スルヤウニツシテ貴ヒタイト云フヤウナ考ヘ方ヲ持タナイガ對スルヤウニツシテ貴ヒタイト云フヤウナコトモ相當ニ必要デヤナイカト思ふ。

○仁井田益太郎君 私ノ伺ヒタイノハ、醫師會トノ協力ト云フ意味デアリマスガ、ソレハ現ニ此ノ診療ニ從事スル醫師ノ方デ受クル報酬ハ甚ダ少イノデアリマスカラ、サウ云フモノ例ハベ醫師會ノ如キモノガ補助シテ、醫師ノ負擔ヲ均等ニスルト云フヤウナコトモ相當ニ必要デヤナイカト思ふ。ノデアリマスガ、常ナ賛成ヲ得テ居ルヤウナ譯アリマス。

○仁井田益太郎君 私ノ伺ヒタイノハ、醫師會トノ協力ト云フ意味デアリマスガ、ソレハ現ニ此ノ診療ニ從事スル醫師ノ方デ受クル報酬ハ甚ダ少イノデアリマスカラ、サウ云フモノ例ハベ醫師會ノ如キモノガ補助シテ、醫師會ナリ開業醫ノ方ニアルノデアリマスガ、特ニ只今御話ノアリマシテ、ソレニ付テ十分感謝ノ念ヲ持ツテ我々ガ對スルヤウニツシテ貴ヒタイト云フヤウナ希望ハ、醫師會ナリ開業醫ノ方ニアルノデアリマスガ、常ナ賛成ヲ得テ居ルヤウナ譯アリマス。

○松井貞太郎君 只今ノ御質問ト能ク似タ質問デアリマス、第四條、第五條等ニ事業者ト書イテ居リマスルノハ、成ルベク開業要モ今ノ所デハナカラウカト考ヘテ居リマス。

○政府委員(熊谷憲一君) 第三條ノ「勅令ヲ以テ指定スル者」ト言ヒマスノハ恩賜財團濟生會ヲ意味スルノデアリマス。

○安宅彌吉君 一つニ限ルノデスカ成ルベク開業醫ヲ避ケル御方針ニナッテ居

○政府委員(熊谷憲一君) 第三條ノ「勅令ヲ以テ指定スル者」ト言ヒマスノハ恩賜財團濟生會ヲ意味スルノデアリマス。

○政府委員(熊谷憲一君) 第三條ノ「勅令ヲ以テ指定スル者」ト言ヒマスノハ恩賜財團濟生會ヲ意味スルノデアリマス。

第四條ハ今申上ゲマシタ「主務大臣ノ指定スル者」ト云フノハ醫師會、齒科醫師會ヲ指スノデアリマス、第三條ト第四條ト書キ分ケマシタノハ、此ノ市町村ハ今迄救護法、母子保護法ニ依リマシテ、救療事業ノ義務者ナシテ居ルノデアリマシテ、當然事業者トナレノデアリマス、ソレカラ濟生會モ從來ノ貴イ沿革ニ鑑ミマシテ當然事業者トナル、ナラヌハ實ハ自由デアリマシテ、其ノ場合ニ主務大臣ガ指定ヲシテ、主務大臣ノ承認ヲ受ケテ事業者トナル、斯ウ云フ意味デアリマス

○安宅彌吉君 今ノ醫師會ガ事業者トナルト云フノデスガ、醫師其ノモノハ銘々ニ事業者タルコトヲ得ルノデスカ

○政府委員(熊谷憲一君) 醫師會ノ方ハ醫師會デ、勅令ニ依リマシテ救療事業ヲ會ノ事業トシテ行フコトヲ得ルト云フ規定ガアリマシテ、ソレニ依テ全國相當ノ數デヤッテ居ルノデアリマス、此ノ四條ハ醫師會……

○安宅彌吉君 團體ノデスネ

○政府委員(熊谷憲一君) 公法人デアル醫師會ヲ指スノデアリマス、第五條ニ依リマシテ個人々々ノ開業醫ハ事業者トナルコトベ、是ハ自由デアリマス、許可ヲ受ケテナリ得ルノデアリマス

○安宅彌吉君 第六條ノ「其ノ他適當ナル施設」ト云フノハ凡ソドウ云フコトナンデスカ

○政府委員(熊谷憲一君) 先程御答ヘ申上

ゲマシタ醫者ノ居リマセヌ無醫村等ニ醫者ノ出張診療所ヲ作リマストカ、或ハ巡回診療班ヲ毎週一回、或ハ月三回位派シマシテ、ソコラノ患者ヲ診テ戴ク、サウ云フコトヲ

考ヘテ居リマス

○安宅彌吉君 サウスルト診療所ガアレバ醫師ガ居ラナクテモ診療ヲ受ケルコトガ出来ルノデセウ、醫師ガ巡回シテ來ルノデ、其ノ他ノ適當ナル施設ガナクタツテ診療所ガアレバ宜イノデヤナイデスカ

○政府委員(熊谷憲一君) 醫者ノ無イ所ハ相當數箇村固ツテ居ル場合ガアルノデアリマシテ、各村ニ出張診療所ヲ置クコトモ一ツノ方法デセウガ、各村ニサウ云フ建物ヲ借リテヤルト云フコトハ、相當ノ經費ヲ要シマスカラ、各村ヲズットグルット歩イテ廻ルト云フコトモ亦考ヘテ見ル方ガ妥當デハナイカ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居リマス

○安宅彌吉君 第七條ノ附帶事業ト云フノハ例證シマストドウ云フコトナンデスカ

○政府委員(熊谷憲一君) 附帶事業ハ要スルニ醫療、助產ヲヤルノデアリマスガ、其ノ共ハ病院社會事業ト云フヤウナ言葉デ呼ンデ居ルノデアリマスガ、サウ云フコトヲヤラセルノデアリマス、具體的ニ申上ゲマスト例ヘバ、勿論病院ニ入レマシテ醫療ヲスル場合モアルノデアリマスガ、必ズシモ病院ニ入レナイ場合モアリマス、サウ云フ場合ニ病人ノ家ニ看護婦ヲ派遣致シマシテ、醫療上ノ心得ガ斯ウ云フ階級ハ極薄イノデアリマスカラ、醫療ニ對スル心得ヲ言ツテ聽力セルトカ、或ハ勿論傳染病デハナイガ、多少傳染性ノ疾患ノ場合ニ、他ノ家族ニ傳染シナイヤウナ心得ヲ能ク聽カセルト云フヤ

テ居ル人デアリマスカラ、色々ナ精神的ナ慰安ヲ與ヘルコトモ必要デアリマセウシ、又サウ見舞人等ガアル譯デモアリマセヌカラ、代ツテ患者ヲ慰安スルヤウナコトモ考ヘル、詰リ患者ノ慰安事業、或ハ出來マス又、斯ウ云フ人ハ日頃非常ニ生活ニ疲レ程申上ゲマシタ農村デ醫者ガ居ナイ、且サウ云フ風ニ考ヘテ居リマス

○政府委員(熊谷憲一君) 公益法人ヤ個人ノ發行スル醫療券ニ付キマシテハ、其ノ財力ニ應ジテ勿論醫療券ノ發行枚數ト云フモノハ是ハ決ツテ居リマス、無理ヲスル譯ニハ行カナイト思ヒマス、唯市町村ハ其ノ市町村民ノ救護ヲ爲ス義務ガアルノデアリマス、ソレデ觀念的ニハ病人ガ居リマスレバ、出來ルダケ救濟シテ戴カイナケレバナラヌ、斯ウ云フ事實ト考ヘルノデアリマススカ

○安宅彌吉君 第十七條ノ「事業者ニ對シ其ノ者ノ發行スベキ醫療券ニ付其ノ數、地域等ヲ定メ割當ヲ爲スベシ」ト云フノハ、是ハ許可ニナル時ニハ分散的ニ事業者ト云フモノヲ指定サレテ、診療所ガ出來ル譯デスネ、サウスレバ自然ソコデ區域ガ定ルノデアリマセウカ、其ノ地域等ト云フ、數ナシカヲ制限シテ居ルノハドウ云フ譯ナンデスカ

○政府委員(熊谷憲一君) 事業者ニハ市町村、濟生會或ハ道府縣、マア其ノ外社會事業團體モ色々アルノデアリマスガ、ソレデ第十七條ハ地方長官ノ重要ナ仕事デアリマシテ、其ノ管内ノドウ云フ方面ニ「カード」階級ガ何人居ルカ、其ノ病氣ノ罹病率ハドリマスカラ、何人ヤラウト、ソレカラ市町村券、醫療券ヲドノ方面ニ「カード」階級ガ居セヌノデ、オ前ノ方ノ受持區域ハ斯ウ云フ

風ニ、醫療券ハ是位發行シテ貰ヒタイ、勿論其ノ財力、負擔能力ニ應ジテ醫療券ノ發行負擔ヲ申シ付ケル、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居リマス

○政府委員(熊谷憲一君) ソレデハ病人ノ數デ制限スルトカ、財產力ニ割當テ、制限スルトカ云フ危險ハナイノデスカ

○政府委員(熊谷憲一君) 公益法人ヤ個人ノ發行スル醫療券ニ付キマシテハ、其ノ財力ニ應ジテ勿論醫療券ノ發行枚數ト云フモノハ是ハ決ツテ居リマス、無理ヲスル譯ニハ行カナイト思ヒマス、唯市町村ハ其ノ市町村民ノ救護ヲ爲ス義務ガアルノデアリマス、ソレデ觀念的ニハ病人ガ居リマスレバ、出來ルダケ救濟シテ戴カイナケレバナラヌ、斯ウ云フ事實ト考ヘルノデアリマススカ

○安宅彌吉君 若シ個人醫師ガ此ノ事業者ニナル、無論方々デ個人ノ醫師ヲシテ事業者タラシメタ方ガ行キ届クト思ヒマス、出來ルダケ分散的ニ多クノ醫師ガナツカ方ガ、別ノ醫師デ新シイ施設ヲ拵ヘルヨリハ、個人醫師自ラガ事業者ニナツカ方ガ病人ガ近イ所デ診療等ガ出來ルノデアリマスカラ、サウ云フモノガ私ハ望マシイコト思ヒマスガ、ソレニ對シテ御方針ハドウ云フ風ナ、又サウ云フ個人醫師ガ事業者ニナツカ

時分ニ醫療券ノ數ヲ矢張リ割當テ、或ハ何丁以内ノ人ハ是位ノ數デ、其ノ隣ノ事業者ノ領域ニ喰ヒ込マスト云フヤウナコトハ考ヘテ居ラレルノデスカ、ソレカラ若シ個人ノ醫師ガ斯ウ云フコトヲスル時ニハ、別ニ施設ヲシナカツタ、自分ノ診療所デ自ラ其ノ

療サレルノデアリマスガ、ソレニ對シテ補助ト云フモノトノ關係ハドウナルノデアリマセウカ

○政府委員(熊谷憲一君) 説明ガ足リマセ

ヌデ少シ誤解ノアル點モアルカト思ヒマスガ、此ノ事業者ト言ヒマスノハ此ノ第二條ニ定義ヲシテ居ルノデアリマシテ、此ノ「貧困ノ爲生活困難ニシテ醫療又ハ助産ヲ受クルコト能ハザル者ニ對シ醫療券ヲ發行シ

テ醫療又ハ助産ヲ受ケシムル事業」ヲ謂フノデアリマス、而シテ之ニ要シマスル費用ハ第二十條ノ規定ニ依リマシテ、應事業者ノ負擔デアリマス、併シナガラ之ニ對シマシテハ二十二條ニ依リマシテ相當ノ補助ガ行コトニハナツテ居リマス、從ツテ此ノ事業ヲ引受けマスル以上ハ、相當ノ犠牲ヲ事業者トシテハ持タネバナラヌノデアリマシテ、勿論個人ノ開業醫ガサウ云フ犠牲ヲ以テ貧困階級ノ人々ノ爲ニ醫療保護事業ヲヤッテ戴クト云フコトハ、勿論私ハ贊成デアリマスガ、サウ云フ次第デアリマシテ、併シ澤山ノ開業醫ガ保護事業者ニナルコトハ贊成デアリマスガ、必ズシモ實際問題トシテハサウハ行カナイノデアリマス、從ツテ事業者ノ經營スル、醫療施設ガナイヤウナ場合ニ於キマシテハ、事業者ノ負擔ニ於テ開業醫ニ醫療ヲ委託スルト云フヤウナコトニナルノデアリマス

○安宅彌吉君 サウシマスト事業者ガ自ラクコトニハナツテ居リマス、從ツテ此ノ事業ヲ引受けマスル以上ハ、相當ノ犠牲ヲ事業者トシテハ持タネバナラヌノデアリマシテ、勿論個人ノ開業醫ガサウ云フ犠牲ヲ以テ貧困階級ノ人々ノ爲ニ醫療保護事業ヲヤッテ戴クト云フコトハ、勿論私ハ贊成デアリマスガ、サウ云フ次第デアリマシテ、併シ澤山ノ開業醫ガ保護事業者ニナルコトハ贊成デアリマスガ、必ズシモ實際問題トシテハサウハ行カナイノデアリマス、從ツテ事業者ノ經營スル、醫療施設ガナイヤウナ場合ニ於キマシテハ、事業者ノ負擔ニ於テ開業醫ニ醫療ヲ委託スルト云フヤウナコトニナルノデアリマス

○安宅彌吉君 サウ致シマスト事業者デアリ、診療所ヲ自ラ持ツト云フコトモ出來ル譯ナンデセウ

○政府委員(熊谷憲一君) 其ノ規定ハ第六條ニアルノデアリマシテ、詰リ此ノ事業者ハ第二條ニアリマスヤウニ、醫療券ヲ發行シテ其ノ醫療費ヲ負擔スル者ヲ謂フノデア

リマス、從ヒマシテ自分で診療所ヲ持ツテ居ナイデモ事業者ニハナリ得ルノデアリマス、例へバ自分が或コトニ依ツテ餘分ノ金ヲ持

タト云フ場合ニ救貧事業ヲヤリタイ、醫療事業ヲヤリタイト云フ場合ニ、自分ハ醫者デモ何モナイ、又ハ醫療施設ヲ持ツテ居ナイガ、サウ云フ人々ノ爲ニヤッテヤリタイト云フ場合ニ、許可ヲ受ケマシテ醫療券ヲ發行スルト云フヤウナコトハ出來ルノデアリマシテ、サウ云フ人ヲマア事業者ト謂フノデアリマス、事業者ガ第六條ニ依ツテ診療所、產院其ノ他適當ナ施設ヲ持ツコトハ勿論自由デアリマス

○安宅彌吉君 サウシマスト事業者ガ自ラアル譯デスナ

○政府委員(熊谷憲一君) 何故此ノ醫療保護法ヲ作リマシタカト申シマスト、各自ガ此ノ診療券ヲ出シマシテ、此ノ醫療券ト云

モノガ形式ニ於キマシテモ、又醫療單價ニ於キマシテモ、色々バラヽデアリ、又醫療券ガドウ云フ方面ニ撒カレテ居ルカト云フコトモバラヽデアリマシテ、サウ云フモ

ノヲ統一スル爲ニ此ノ醫療保護法ヲ作ッタデアリマス、即チ開業醫デモ此ノ委託ヲ受

ケテ診療ヲスルト、斯ウ云フコトニ致シマシテ、出來ルダケ不便ノナイヤウニ致シタ

イト思ツテ居リマス

○安宅彌吉君 敷ハ相當多クサレルト云フ意味デスカ

○政府委員(熊谷憲一君) 左様デゴザイマス

○委員長(子爵立見豊丸君) 先刻ノ御質問ニ對シテ衛生局長ガ來テ居リマスカラ此ノ

業ノ統制及び連絡ニ關スル仕事ヲスルコトニナリマシテ、ソレヲ組織的ニドノ方面ニ

ドノ位「カード」階級ガ居ルカ、ソレニ付テドウ云フ程度ノ事業者ヲ按排スレバ宜シイ

カト云フコトヲ組織的ニ考ヘテヤルコトニナルノデアリマスカラ、醫療券ヲ自分ガソコイラニ出シテ、サウシテ自分で診療ヲヤ

ルト云フコトハ、今後ナクナル譯デアリマ

ス
○安宅彌吉君 都市ニ於テハ或ハ非常ニ困難ナ人ガ各方面ニ散ツテ居ル譯デス、ソレデ

今日濟生會其ノ他ノ社會施設モ誠ニ結構デアリマスガ、非常ニ急病ガアツタ、歩クニモ苦シイト云フ者ガ出來タノデスカラ、成ルベク苦シイ人ノ居ル各方面ニ近

イ所デ診療ヲスルト云フ必要ガアルト思ヒ

マスガ、其ノ診療所ヲ設ケルノニハ或ハ位置、數トカハ成ルベク貧民ガ皆自分ノ近所

デ診療ヲ受ケ得ルヤウニ、二十分モ三十分モ電車ナンカニ乗ツテ行カナイデモ宜イ所

デ診療ヲ受ケルト云フコトニ付テハ、ドウ云フ風ノ御考ヲ持ツテ居ルノデアリマセウカ

○政府委員(熊谷憲一君) 御意見ノ通リデアリマシテ、事業者ノ診療施設ダケデ醫療ヲヤルタルト云フ考ハ毛頭持ツテ居ナイノデア

リマス、地方長官ガ道府縣醫師會ト契約ヲ致シマシテ、其ノ管内ノ開業醫ヲ委託ノ上

ヨヤルタルト云フ考ハ毛頭持ツテ居リマス、

マスガ、現在ノ開業醫制度ト申シマスカ、

地カラ申上げマシテ満足ナ狀態デゴザイマ

セヌノデアリマシテ、御承知ノコト存ジ

マスガ、其ノ診療所ノ設置等ニ付テノ措置等ニ付テ

○政府委員(加藤於菟丸君) 只今ノ御質問デゴザイマスガ、醫師ノ全國的ノ分布ノ現

状ヲ見マスルト、遺憾ナガラ國民醫療ノ見

地カラ申上げマシテ満足ナ狀態デゴザイマ

ス
○政府委員(仁井田益太郎君) ソレデハ極く簡単ニ質問ノ趣意ヲ申上ゲマス、本法施行ニ付テノ

醫師ノ分布ノコトヲ考ヘナケレバナラズ、又一般診療ノ點カラモ醫師ノ分布ノコトヲ考ヘナケレバナラスト思フノデスガ、ソレニ付テ何カ對策ヲ御考ヘニナツテ居ルト思フ

ノデス、ソレヲ伺ヒタイ、斯ウ云フ趣旨デ付テ何カ對策ヲ御考ヘニナツテ居ルト思フ

ノハ約三千六百バカリゴザイマス、併シ其
ノ中ニハ直グ隣ニ近イ所ニ醫者ガ居ルト云
フヤウナ所モゴザイマス譯デスカラ、色々
ナ状況ヲ調べマスト約七百位ノ町村ハ何ト
シテモ醫師ヲ常住セシメタイト云フヤウナ
風ニ考ヘテ居ルノデアリマシテ、ソコラ邊
ヲ目標ニ致シマシテ、昭和十二年度以來無
醫村診療所設置補助ト云フ施設ヲヤッテ居
ルノデアリマスガ、年々二、三十箇所位ヅ
ツシカ實ハ設置ガ出來マセヌ、ト申シマス
ノハ、建物ヲ建テマシテモナカヽ、醫師ガ
得ラレマセヌノデゴザイマシテ、今日迄マ
ダ昭和十二年カラ四箇年間位ノ間ニ建テマ
シタ箇所ガ二百足ラズ、百七十箇所位ニナッ
テ居リマス、明年度ハ此ノ點ニ鑑ミマンシテ、
一舉ニ約百箇町村ニ無醫村診療所ヲ建テタ
イ、斯様ナ豫算ヲ過日御願ヲ致シタノデア
リマス、尙無醫村村ダケニ此ノ診療所ヲ置
キマシテモ、先程チヨット申上ゲマシタヤウ
ニナカヽ、醫者ヲ得ルコトガ困難デゴザイ
マシテ、其ノ事情ハ色々先程申上ゲマシタヤ
ウデアリマスガ、一生涯此ノ草深イ田舎ノ
山村デ診療ニ從事スルト云フノデヘ、ナカナ
カ得ラレマセヌノデ、或程度此ノ人事ノ交流
ト申シマスカ、駐在所ノ巡査ガ後ニハ警察署
ニ勤務シ、更ニ本部ニモ榮轉スルト云フコトガ
アリマスノデ、巡查ノ如キモモウ何レニデ
モ勤務ヲ命ぜラレテ居リマス、勿論關係モ
色々違ヒマスガ、ソコデ其ノ無醫村診療所、
シマスヤウデハ診療モ困難デアリマスノデ、
町村ニ置キマスモノノ稍、中心ニナルヤウ
ナ、而モソレハ内科モ外科モ何モカモ致シマ
スヤウナ、無醫村デ何モカモ一人ノ醫師ガ致
合病院ノ如キモノヲ作り、稍、ムヅカシイ患

サンモ一定期間經マシタラソコニ届ケル、又オ医療者
轉任ヲシテ勤務スルト云フヤウナ仕組ニ致
シマスコトガ、色々な關係上適切デアラウ
ト云フヤウナ意見ガ醫藥制度調査會ニ於テ
モ答申ニナリマシタ、政府ニ於キマシテハ
來年度此ノ方面ノ中央綜合病院ノ設立ヲモ
計畫致シマシテ、若干ナガラ明年度ノ豫算
ニ計上ヲ致シテ居ルノデアリマス、斯様ニ
致シマスト、相當ノ醫者ヲ府縣ノ施設ニ新
ニ必要ト致シマスノデ、此ノ醫者ヲ得ル方
面又對策ト致シマシテ、公醫、公ノ醫者
ヲ養成スル委託ノ經費ヲ豫算ニ計上致シタ
ヤウナ次第デアリマス、是ハ陸海軍、拓務省
省アタリデ現ニ實施フ致シテ居ルノデアリ
マスガ、學生中ニ志望者ヲ選擇致シマシテ、
ソレニ學資ヲ給シマシテ、卒業後ハ一定期
間政府若シクハ府縣ノ必要ト致シマスル場
所ニ勤務サセル、其ノ後ハ又本人ノ希望ニ
依ッテ或ハ外ニ向ヒ、或ハ中ニ於テ先程申シ
マシタヤウナ公醫トシテ段々進ンデ行ッテ貰
フト云フヤウナコトデ、公醫養成ニ要スル
經費ヲ計上致シタノデアリマス、即チ無醫
地方ニ對スル對策ト致シマシテハ、從來ヤツ
テ居リマシタ無醫村診療所ヲ來年度百箇
所、ソレカラ中央ノ綜合病院ヲ初メテノゴ
トデモゴザイマスノデ五箇所、ソレカラ委
託養成ニ要スル經費九萬六千圓、一人年額
四百八十圓ト云フヤウナ經費ヲ明年度ハ御
正等モ行フコトガ必要ニナルノデヘナカラウ
カト考ヘラレル節モゴザイマス譯デス、此ノ
ヲ適正ニ致シマス爲ニハ、或程度法律ノ改
點ニ付テハ尙後日ノ問題ト致シマシテ、差

向キ明年度ハ只今申上ゲマシタヤウナ豫算ノ實施ニ付キマシテ手段ヲ盡シタイ、斯様ニ考ヘテ居ル次第アリマス〇仁井田益太郎君 數年前ニ入澤博士ガ醫師過剰デアルト云フコトヲ放送サレタノアリマスガ、然ルニ僅カ兩三年ノ内ニ醫師地或ハ滿洲方面トカ、北支那方面ニデモ醫者ガ移住シタト云フ 結果デアリマセウカ、私ハソレ自體ニ付テ種々ナル疑ヲ持ッテ居ルノデアリマスガ、醫師過剰デアル、醫師ニナルナト云フヤウナコトヲ盛ニ放送サレタ居タタノヲ、數年ナラズシテ醫師拂底ト云フノハドウ云フ所ニ原因ガアルカ、政府ハ勿論サウ云フコトニ付テ御考ニナッテ居ルデアリマセウシ、其ノ際ハ醫師過剰デアリ、何等ノ對策ヲ講ゼラレル必要ヲ感ゼラレナカッタノダト思ヒマスガ、一體ドウ云フ原因カラ起ツタノデアリマセウカ

私共モ此ノ分布ノ是正ト云フコトヲ先づ考
ヘルコトガ最モ急務デヤナカラウカ、大都
方ヘハ行カナイ、地方デハ給料ノ如キモ無
市ニ開業ノ醫師ノ如キハ、時ニ非常ナル經
濟上ニモ困難ヲ感ジテ居リナガラ、尙且地
方ニ行カヌ、其ノ給料ノ如キモ無
醫村デハ二百圓見當出シマス、生活ニハサ
ホド困難デナニ拘ラズ、ナカニ得ラレ
ナイト云フヤウナ事情ガゴザイマスヤウニ
者ヘマスゾデ、全體ト致シマシテハ數年前
ニ過剰ノモノガ、現在著シク減ッテ來テ居ル
ト云フヤウニハ考ヘラレマセヌ、尤モ事變
以來開業醫等ノ應召致シマシタ者ハ相當ノ
數ニ上ツテ居リマス、ソレダケハ穴ニナツテ
居リマスシ、尙一面國民保健ノ必要ガ漸次
昂揚セラレマシテ、色々ナ國家或ハ公共團
體ノ醫療施設、醫療機關ガ著シク新設ヲサ
レマシタノデ、其ノ方面ノ需要ト云フヤウ
ナコトモ増シテ參ッテ居ルコトハ事實デゴ
ザイマスガ、是ハ一時的ノ現象トシマシテ、
其ノ方ノ方面ノ一時的ノ對策ト致シマシテ
ハ、各醫科大學ニ實ハ昭和十四年以來臨時
附屬醫學專門部ナルモノヲ設ケマシテ、全
國ニ十三校、毎年約八百八十人ノ卒業生ヲ
新シク出ス措置ハ政府トシテ講ジテ居リマ
スガ、是ハ臨時的ノ施設ト考ヘテ居リマシ
テ、全體的ニ申シマスト分布ノ是正ヲ圖ル
コトガ醫療ノ普及ノ上デハ必要ナ措置デハ
ナカラウカ、斯様ニ考ヘテ居ル次第デアリ
マス

ヤウニ思フノデアリマス、之ニ關シマシテ
御説明ヲ願ヒタインデアリマス

○政府委員(熊谷憲一君) 十三條ノ三號ニ付テノ御尋デアリマスガ、御尤モノ御意

見デアリマシテ、此ノ規定ヲ置キマシタ趣旨ハ、十三條ト同ジヤウナ規定ハ現行法ノ

救護法等ニモ前例ガアルノデアリマス、惰眼防止ト申シマスカ、濫救ノ防止ト申シマスカ、十三條全體ガサウ云フヤウナ意味合

デ規定シテアリマシテ、從來カラモ救護法等ニ其ノ例ガアリマスガ、之ヲ運用致シマシテ醫療ヲヤラナカッタ云フヤウナコト

ハ極ク稀デアリマス、殆ド無イト云ッテモ宜

イト云フ程デアリマスガ、要スルニ日頃カラ相當ノ收入ガアルニ拘ラズ何等將來ニ對

シテ計畫性ガナイトト云フヤウナ者ニ對

スル計畫ガナク、酒ヲ飲ンダリ、女ヲ買ダタリ、或ハ博奕ヲ打ツヤウナモノガアルゾト

依リマシテ之ヲ振廻シテ醫療ヲヤラナイト

マスカ、左様ナ意味合ニ於テ十三條ヲ置キシテハ、斯ウ云フヤウナモノガアルゾト

云フヤウナ、威カシト云ヒマスカ何ト申シマシタヤウヤ次第デアリマス、勿論運用ニ

依リマシテ之ヲ振廻シテ醫療ヲヤラナイト

云フコトハナイノデアリマシテ、十分注意シテ行キタイト思ヒマス

○田口弼一君 今仁井田委員ノ御尋ニ關聯致シマシテ、衛生局長ガ御見エニナッテ居リマスカラチヨット御尋ネ致シマスガ、無醫村ガアルト云フコトハ是ハ實際醫者ガ少イノデヤナクテ、分布ノ情態ガ悪イカラダト云フ御話デゴザイマシタノデスガ、目下事變中デ軍ノ方ニ相當醫師ノ必要ガアリマシテ、マダ軍ノ方デハ數千名ノ醫師ガ欲シト云フナウナコトデ、或ハ一萬カラノ醫師ガ欲シトイ云フ話ヲ聞イテ居リマスガ、此ノ事

實ハ私共能ク知リマセヌガ、サウ云フ風デアリマスノデ、ハツキリシタコトハ申上げ兼

ナツテ目下居ルヤウナ狀態デアリマス、此ノ事變ガ何時迄續クカ知レマセヌガ、最近大

學其ノ他ノ方ノ狀況ヲ見ルト醫者ノ希望者ガ減ヅテ來テ、理科カラ工科アタリニ行ク

人ガ非常ニ多クナツテ、醫者ノ方ノ希望者ガ非常ニ少クナツテ、居ル、殊ニ單科大學

ノ如キ希望者ガ非常ニ少イノデアッテ、已ムヲ得ズ高等學校卒業者ダケデハ

其ノ定員ヲ充タスコトガ出來ナインオデ、各方面カラ餘程入學資格モ低下シテ募集シテ

居ルト云フヤウナコトヲ聞クノデアリマスガ、其ノ事實ハドウデアルカ、是モ私詳シ

ク存ジマセヌノデアリマスガ、是ハ唯工科ノ方ダケニ行クノデヤナクテ、矢張リ他ニ

色々原因ガアルノデヤナイト云フヤウナコトヲ申シテ居リマスルガ、サウ云フコトハ

ハ何カ御承知デゴザイマスデスカ、御承知ナラバ御説明ヒタイト思ヒマス、高等學

校ノ卒業者ガ醫者ニナルコトヲ餘リ希望シ

ナイト云フヤウナ事實ガアルト云フコトデスガ、ソレニ付テ伺ヒタ、ソレカラ單科

大學アタリハ非常ニ希望者ガ少クテ、大分

資格ヲ低下シテ採用シテ居ル、詰リ正規ノ

課程ヲ履マナイ者ヲ採用シテ居ル爲ニ卒業後ノ醫者ノ質ガ前ノヤウナ譯ニハ行カナイ

ト云フヤウナ話ヲ聞イテ居リマスガ、サウ

云フ點ニ付テ伺ヒタイ

○政府委員(加藤於菟丸君) 只今ノ點ハ實ハ私モ新聞等デ見マシタリ、或ハ時々貴衆兩

院其ノ他ノ方面ノ御方カラ其ノ種ノ御話ヲ承ッテ居リマシテ、何カ原因メイタコトデモア

ルノカト云フヤウナコトヲ聽カレルコトモゴザイマスガ、各大學ノ入學率等ノ正確ナ

コトハチヨットマダ文部省カラ聞イテ居リマセヌノデ、ハツキリシタコトハ申上げ兼

テハ相當ノ所デ收容ガ出來テ居ルヤウニ存

ジマス、今モ御話ガアリマシタヤウニ醫科ニ對スル志願者ノ少イノハ大學ノ方デアリ

マシテ、中等學校カラ直グニ入學ノ出來ル

専門學校ノ方面ノ志願者へ年々非常ナ激増ニ

シタ者ハ獨リ醫科バカリデナク色々ナ方面ニ進ムコトガ出來ル關係上、最近ニ於ケル

醫科以外ノ他ノ技術方面ノ好況等ニ動カサ

シテ文科ト理科ニ分レマシテ、理科ヲ修了致

シタ者ハ獨リ醫科バカリデナク色々ナ方面

ニ進ムコトガ出來ル關係上、最近ニ於ケル

醫科以外ノ他ノ技術方面ノ好況等ニ動カサ

レマシテ、其ノ方面ヲ希望スル者ガ非常ニ

多イ、併シソレハ醫者ガ面白クナイト云フコ

ト云フコトデアレバ、中等學校ヲ出タ者ガ

ヤウナ事情カラデハアリマスマイカ、斯様ニ

私共色々話シ合ツテ見マスト考ヘラレルノデ

アリマスガ、國民保健ノ見地カラスレバ醫

者ノ志願者ガ減少シタリ、或ハ質ガ低下ス

ルト云フヤウナコトガアッテハ、是ハ甚ダ憂

慮スベキ狀態ト思ヒマスノデ、是等ノ點ニ

付テハ尙今後注意ヲ怠ラナイヤウニ致シタ

ニ於テ親シクモアルシ、又病院ノ成績ヲ上

ゲル上ニ都合ガ好イカラト云フノデ、自分ト同ジ大學ノ出身者トカ、或ハ自分ノ友人紹介ニ依ル人ヲ採用スルヤウナコトガ能

トアル、是ハ敢テ學閥ト云フコトデハナイケレドモ、人情デ自然サウ云フコトニナル、

サウ云フヤウニ結局同ジ病院ガ同ジ學校ノ出身者ニ依ツテ固マルト云フノハ、是ハ矢張

リ學閥ト云フヤウナコトナク、自然ニサウ云フヤウニ結局同ジ學校ノ出身者ニ依ツテ居

ウ云フ狀況ニナルノデヤナイカト思ッテ居

リマスガ、サウ云フコトノ爲ニ先輩ノ少イ大學ノ少イ學校ヲ卒業シタ人ハ就職ニ付テ非常ニ不利益ナ條件ニナルト云フヤウナコトガ

アル、サウ云フコトノ爲ニ先輩ノ少イ大學ノ少イ學校ヲ卒業シタ人ハ就職ニ付テ非常ニ不利益ナ條件ニナルト云フヤウナコトガ

カ、斯ウ云フコトヲ言ッテ居ル人ガアルヤウ

デス、是ハナカノ學校ヲ出タ後ノ問題ト

カ云フコトデ、ムツカシイコトカモ知レマ

セスガ、サウ云フ問題ガアルトスレバ、矢

張リ各方面ニサウ云フ單科大學ヲ出タ人ニ

付テハ相當考ヘテヤル、又政府ノ方デモ各

方面ニ御世話ヲサレテ、他ノ先輩ノ多イ所

ニ比シテ非常ニ不利益ナ條件ニナラナイヤ

ウニシテ下サレバ、餘程其ノ點ガウマク行

クノデヤナイカ、斯ウ云フ話モ聞クノデア

レバ、政府ノ方デモ御注意下サッタラ餘程又違ツテ來ルノデヤナイカト思ヒマス、此ノ

點希望ヲ申上げテ置キマス

○中川望君 本法ニ依ル事業者ト云フ者ハアリマスガ、從來此ノ目的ノ爲ノ公益法人モ尠カラズアル譯デアリマス、ソレ等ハ自

分ノ力デ此ノ醫療保護事業ヲヤツテ居ルノ
デアリマスガ、ソレガ本法ニ依ラズシテ、
是迄通りニ唯自己ノ力ノミデ醫療保護事業
ヲ行フコトハ別ニ差支ナイカ、又自分ノ力
ノミニ依ツテハ是迄百「ベッド」シカナカッタモ
ノガ、此ノ法律ニ依ツテ事業者ト認メラレ
レバ國庫カラ半額ノ補助ヲ得ラレルト云フ
コトニ依ツテ、其ノ救療事業ヲ擴張スルコト
モ出來ルト云フヤウナ觀點カラ、政府トシ
テハサウ云フ者ガ事業者タルコトヲ欲スル
ノデアリマスカ、詰リ國庫ノ補助等ヲ貰ハ
ズニ此ノ關係以外ニ立ツテ醫療保護事業ヲ
行フ法人モ其ノ儘ニ認メルノデアリマスカ、
又サウ云フ者ハ成ルベク此ノ法律ニ依ラセ
テ、救療事業ノ擴充ヲ望マレルノデアリマ
スカ、其ノ點ヲ明カニシテ戴キタイ

○政府委員(熊谷憲一君) 御答へ致シマス、
本法ガ出來マンテ色々各種ノ救療事業ヲ統
一シタイト云フ考ハ持ツテ居リマス、從ツテ
成ルベク本法ノ事業者トナツテ戴クコトヲ
希望ハ致シテ居リマス、併シナガラ勿論慈
惠、救濟ノ尊イ精神デヤツテ居ラレル公益
團體ノコトデアリマス、本法ニ依ラズ
シテ他ノ從來ノ方法デヤラウト云フヤウナ
御希望ノ方ガアリマスレバ、其ノ方モ勿論
出來ルダケ我々ト致シマシテハ援助モシ、
御世話モ致シタイト考ハテ居リマス

○男爵高木喜寛君 此ノ法案ハ誠ニ時宜ニ
適シタル法案デ、私モ賛成ナノデアリマス
ガ、豫算ガ少イ爲ニ十分ナ仕事ヲスルコト
ガ出來ナイコトヲ憂フルノデアリマス、就
キマシテハ其ノ補充ノ意味ニ於テ既ニ存在
シテ居ル施療機關、殊ニ施療病院ノ擴充ヲ
命令のニ擴充セシムルヤウナ考ハ政府ニ於
テハ御考ニナツテ居リマセヌカ、實ハ私常ニ

我ガ國、殊ニ大都會ノ東京等ニ於テ施療病
院ノ少イコトヲ非常ニ不思議ニ思ツテ居ツタ
ノデアリマス、色々研究シマシタ譯ハ分リマセヌ
ガ、恐ラク今迄一般開業醫者ガ醫ハ仁術ト
云フヤウナ意味カラシテ、其ノ義務ヲ負擔
シテ居ルヤウニ思ハレルノデアリマス、昔
ハ醫者ニモ餘裕ガアリマシタカラサウ云フ
コトモ十分出來タノデアリマスケレドモ、
近頃ノヤウニ生活困難ニナルトナカヽ其
ノ餘裕ガナインオデ、段々ト貧困者ニシテ治
療ヲ受ケル者ガ多クナツテ來タヤウニ思ハ
レルノデアリマス、處デ此ノ施療病院、現
在日本デハ施療ノ患者ヲ容レテ居ルヤウナ
病院ハ相當アリマスケレドモ、規模ハ小サ
ク、一番多イノガ百五十人位ホカ入院ガ出
來ナインオデアリマス、大多數ハ五十人以下
ト言ツテモ宜イ位デ、非常ニ規模ガ小サイン
デ十分ナ治療ヲ施スコトハ出來ナイヤウナ
狀態デアリマス、歐米ニ於キマシテハ、中
ニハ一千人モ容レルヤウナ病院モアリマス
ルシ、大學等ニ附屬シテ居リマスモノハ醫
テ數百人、千人位ノ施療入院患者ヲ持ツテ
居ルノデアリマス、ソレデ私此ノ施療病院
ヲ建テルニ付テハ、施療病院ナルモノハ醫
學校ニ附屬セシムルコトガ必要デアラウト
思フノデアリマス、ソレハ何故カト申シマ
スト、サウ云フ所ニ附屬セシメテ置ケバ立
派ナ先生方ノ治療ヲ受ケルコトモ出來、貧
困者ニシテモ十分ナル治療ヲ受ケルコトガ
出來ル、又一方サウ云フ風ニ施療患者ガ多
ケレバ之ヲ學用患者トシテモ十分使フコト
ガ出來ル、學用患者トシテ使ヘマスルカラ、
命令のニ擴充セシムルヤウナ考ハ政府ニ於
テハ御考ニナツテ居リマセヌカ、實ハ私常ニ

モ出來ル、從ツテ開業シタ既ニハ其ノ行動
ニモ好イ影響ヲ及スグラウト思フノデアリ
マス、又一方左程補助ヲシナクテモ、サウ
云フヤウナ意味カラシテ、其ノ義務ヲ負擔
シテ居ルヤウニ思ハレルノデアリマス、昔
ハ醫者ニモ餘裕ガアリマシタカラサウ云フ
コトモ十分出來タノデアリマスケレドモ、
近頃ノヤウニ生活困難ニナルトナカヽ其
ノ餘裕ガナインオデ、段々ト貧困者ニシテ治
療ヲ受ケル者ガ多クナツテ來タヤウニ思ハ
レルノデアリマス、處デ此ノ施療病院、現
在日本デハ施療ノ患者ヲ容レテ居ルヤウナ
病院ハ相當アリマスケレドモ、規模ハ小サ
ク、一番多イノガ百五十人位ホカ入院ガ出
來ナインオデアリマス、大多數ハ五十人以下
ト言ツテモ宜イ位デ、非常ニ規模ガ小サイン
デ十分ナ治療ヲ施スコトハ出來ナイヤウナ
狀態デアリマス、歐米ニ於キマシテハ、中
ニハ一千人モ容レルヤウナ病院モアリマス
ルシ、大學等ニ附屬シテ居リマスモノハ醫
テ數百人、千人位ノ施療入院患者ヲ持ツテ
居ルノデアリマス、ソレデ私此ノ施療病院
ヲ建テルニ付テハ、施療病院ナルモノハ醫
學校ニ附屬セシムルコトガ必要デアラウト
思フノデアリマス、ソレハ何故カト申シマ
スト、サウ云フ所ニ附屬セシメテ置ケバ立
派ナ先生方ノ治療ヲ受ケルコトモ出來、貧
困者ニシテモ十分ナル治療ヲ受ケルコトガ
出來ル、又一方サウ云フ風ニ施療患者ガ多
ケレバ之ヲ學用患者トシテモ十分使フコト
ガ出來ル、學用患者トシテ使ヘマスルカラ、
命令のニ擴充セシムルヤウナ考ハ政府ニ於
テハ御考ニナツテ居リマセヌカ、實ハ私常ニ

モ出來ル、從ツテ開業シタ既ニハ其ノ行動
ニモ好イ影響ヲ及スグラウト思フノデアリ
マス、又一方左程補助ヲシナクテモ、サウ
云フヤウナ意味カラシテ、其ノ義務ヲ負擔
シテ居ルヤウニ思ハレルノデアリマス、昔
ハ醫者ニモ餘裕ガアリマシタカラサウ云フ
コトモ十分出來タノデアリマスケレドモ、
近頃ノヤウニ生活困難ニナルトナカヽ其
ノ餘裕ガナインオデ、段々ト貧困者ニシテ治
療ヲ受ケル者ガ多クナツテ來タヤウニ思ハ
レルノデアリマス、處デ此ノ施療病院、現
在日本デハ施療ノ患者ヲ容レテ居ルヤウナ
病院ハ相當アリマスケレドモ、規模ハ小サ
ク、一番多イノガ百五十人位ホカ入院ガ出
來ナインオデアリマス、大多數ハ五十人以下
ト言ツテモ宜イ位デ、非常ニ規模ガ小サイン
デ十分ナ治療ヲ施スコトハ出來ナイヤウナ
狀態デアリマス、歐米ニ於キマシテハ、中
ニハ一千人モ容レルヤウナ病院モアリマス
ルシ、大學等ニ附屬シテ居リマスモノハ醫
テ數百人、千人位ノ施療入院患者ヲ持ツテ
居ルノデアリマス、ソレデ私此ノ施療病院
ヲ建テルニ付テハ、施療病院ナルモノハ醫
學校ニ附屬セシムルコトガ必要デアラウト
思フノデアリマス、ソレハ何故カト申シマ
スト、サウ云フ所ニ附屬セシメテ置ケバ立
派ナ先生方ノ治療ヲ受ケルコトモ出來、貧
困者ニシテモ十分ナル治療ヲ受ケルコトガ
出來ル、又一方サウ云フ風ニ施療患者ガ多
ケレバ之ヲ學用患者トシテモ十分使フコト
ガ出來ル、學用患者トシテ使ヘマスルカラ、
命令のニ擴充セシムルヤウナ考ハ政府ニ於
テハ御考ニナツテ居リマセヌカ、實ハ私常ニ

モ出来ル、從ツテ開業シタ既ニハ其ノ行動
ニモ好イ影響ヲ及スグラウト思フノデアリ
マス、又一方左程補助ヲシナクテモ、サウ
云フヤウナ意味カラシテ、其ノ義務ヲ負擔
シテ居ルヤウニ思ハレルノデアリマス、昔
ハ醫者ニモ餘裕ガアリマシタカラサウ云フ
コトモ十分出來タノデアリマスケレドモ、
近頃ノヤウニ生活困難ニナルトナカヽ其
ノ餘裕ガナインオデ、段々ト貧困者ニシテ治
療ヲ受ケル者ガ多クナツテ來タヤウニ思ハ
レルノデアリマス、處デ此ノ施療病院、現
在日本デハ施療ノ患者ヲ容レテ居ルヤウナ
病院ハ相當アリマスケレドモ、規模ハ小サ
ク、一番多イノガ百五十人位ホカ入院ガ出
來ナインオデアリマス、大多數ハ五十人以下
ト言ツテモ宜イ位デ、非常ニ規模ガ小サイン
デ十分ナ治療ヲ施スコトハ出來ナイヤウナ
狀態デアリマス、歐米ニ於キマシテハ、中
ニハ一千人モ容レルヤウナ病院モアリマス
ルシ、大學等ニ附屬シテ居リマスモノハ醫
テ數百人、千人位ノ施療入院患者ヲ持ツテ
居ルノデアリマス、ソレデ私此ノ施療病院
ヲ建テルニ付テハ、施療病院ナルモノハ醫
學校ニ附屬セシムルコトガ必要デアラウト
思フノデアリマス、ソレハ何故カト申シマ
スト、サウ云フ所ニ附屬セシメテ置ケバ立
派ナ先生方ノ治療ヲ受ケルコトモ出來、貧
困者ニシテモ十分ナル治療ヲ受ケルコトガ
出來ル、又一方サウ云フ風ニ施療患者ガ多
ケレバ之ヲ學用患者トシテモ十分使フコト
ガ出來ル、學用患者トシテ使ヘマスルカラ、
命令のニ擴充セシムルヤウナ考ハ政府ニ於
テハ御考ニナツテ居リマセヌカ、實ハ私常ニ

云フヤウナ協議ヲ命ズルコトガ出來ル、斯ケ第八條ヲ用ヒズシテ、サウ云フ場合ニ出来ルダケ事實上ノ懇談デサウ云フヤウナコトヲヤツテ行キタイ、斯様ニ考ヘテ居リマス。○子爵吉純郎君 今ノ御話ハ經營ガ餘リウマク行カナイヤウナ小サイ規模ノモノヲ大キナモノニ合併サセルト云フ意味ト承知致シマシタノデスガ、將來斯ウ云フヤウナ事業者ガ或ハ兩方ガ大キイノガアリマシテ、片方ノ事業者ガドウシテモ一緒ニシタ方ガ宜イデヤナカト考ヘタ場合ニ、斯ウ云フ規定ニ依ツテ片方ヘ合スルヤウニ命令スルトカ何トカ云フコトガ起ツテ來ルヤウニ考ヘルノデスガ……

○政府委員(熊谷憲一君) サウ云フ場合モアルカモ知レヌト思ヒマスガ、今考ヘテ居リハスノハ、非常ニ運用ガ適正ヲ缺イテ居ルトカ、或ハ小サナ經濟力ノ餘リナイモノ

致シタ方ガヨリ能クスウ云フ事業ノ發展ニ付テ效果ガアルト云フヤウナ場合ニ

アルカモ知レヌト思ヒマスガ、今考ヘテ居リハスノハ、非常ニ運用ガ適正ヲ缺イテ居

ルトカ、或ハ小サナ經濟力ノ餘リナイモノ

ト云フ御希望デゴザイマスカ

○政府委員(熊谷憲一君) 出來ルダケサウ

云フ施設ノ利用ノ出來得ル途ヲ開イテ置キ

タイト思ヒマス

○男爵山川建君 モウ一點伺ツテ置キタイ

ノデスガ、是ハ申上ガル迄モナイコトデ、

何モ小サイトカ、經濟力ガ弱イト云フコト

ニハ限定シテナイ譯デアリマス、御説ノヤ

ウナ場合モヤリ得ルト思ヒマス、要スルニ

ナイデ、實情ノ話デヤリマシテ、ドウシテ

モ話合ガ付カヌト云フ場合ニ此ノ八條ヲ發

動スルト云フヤウニ考ヘテ居リマス

○男爵山川建君 二ツバカリ伺ツテ見タイ

ト思ヒマスガ、今度ノ醫療費ニ於キマシテ

ハ矢張リ從來ノヤウナ關係デ、國ノ機關タ

ル官立大學ノ附屬病院ト云フヤウナモノハ、

矢張リ事業主ノ委託ヲ受ケテ此ノ診療ニ從

事スルト云フコトニナルノデアリマスカ、ドウデゴザイマスカ

○政府委員(熊谷憲一君) 官立大學ノ附屬

病院ニ付テハ十分詳シヨコトハ存ジマセス

ガ、建前ハ學校ノ研究ノ目的ニ病院ガ存在

シテ居ルト云フヤウニ承知シテ居リマス、

確力健康保險ノ醫療ヲ引受ケマス場合ニ於

キマシテモ特殊ノ勅令ヲ出シマシテ、サウ

云フコトガ爲シ得ルヤウニコトニ致シタヤ

ウナコトヲ覺エテ居リマス、デ我々ト致シ

マシテハ勿論此ノ「カード」階級ノ人ガ、官

立大學ノ附屬醫院ノ如キモノヲ利用スルト

云フコトハ、是ハ望マシイコトデアリマシ

テ、其ノ點ニ付キマシテハ文部當局トモヨ

ク相談ヲシテ進メテ行キタイト思ッテ居リ

マス

○男爵山川建君 矢張リ特別ノ法令ヲ制定

サレテ、此ノ事業ト一體ノ關係ニ置キタイ

ト云フ御希望デゴザイマスカ

○政府委員(熊谷憲一君) 出來ルダケサウ

云フ施設ノ利用ノ出來得ル途ヲ開イテ置キ

タイト思ヒマス

○政府委員(熊谷憲一君) 誠ニ御尤モナ御

尋ネデアリマシテ、マア現在此ノ社會保險ノ

方モサウデアリマスガ、殊ニ此ノ救護法、

母子保護法ノ醫療費ハ非常ニ安イノデアリ

マス、相當開業醫ノ方々ニ犠牲ヲ引受ケテ

置キタイト思ヒマス

○政府委員(熊谷憲一君) 誠ニ御尤モナ御

尋ネデアリマシテ、マア現在此ノ社會保險ノ

方モサウデアリマスガ、殊ニ此ノ救護法、

母子保護法ノ醫療費ハ非常ニ安イノデアリ

マス、相當開業醫ノ方々ニ犠牲ヲ引受ケテ

置キタイト思ヒマス

○仁井田益太郎君 モウ御質問モナケレバ

大體此ノ程度ニ討論ニ移ラレコトニシテ

ハ如何デセウカ、マダ十五分モアルノデス

カラチヨット御相談ヲ致シマシタカ

ウカ、皆様御質問モナケレバ此ノ程度ニシテ

ツ……

○小坂梅吉君 議事ノ進行ニ付テ一言申上

ゲテ見タイト思ヒマス、先日來各委員ノ皆

熱心ナル質問應答デ我々了解致シマシタカ

ラ私ハ既ニモウ論議ガ盡キテ居ルト思ヒマ

スカラ、採決シテ一つ決定シテ戴キタイト

思ヒマス

○委員長(子爵立見豊丸君) 小坂委員ノ御

動議デゴザイマスガ如何デスカ

〔異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○委員長(子爵立見豊丸君) ソレデハ質疑ヲ打切りマシテ只今カラ討論ニ移リマス

三案トモ何レモ適切ナリト考ヘマスカラ無

修正可決ニナラムコトヲ希望致シマス

○委員長(子爵立見豊丸君) 御異議ゴザイ

目サウ云フヤウナ譯デ、戰前ヨリモ更ニ一層経費ガ掛ルト云フ状態ニアル際デアリマス

スルカラ、餘リニ此ノ醫療費ト云フモノガ医者サンニ係ルコトガ出來ルト云フコトハ

幸福ノ第一步デアリマスガ、マア仕方ガナインコトヲ覺エテ居リマス

カラ診療スルト云フヤウナコトニナリマシテ、極メテアツサリ診療ヲスルト云フヤウ

ナ傾向ガ段々増シテ行クト云フヤウナコトハアルマイカ、今日ニ於キマシテハ大體醫

テ、極メテアツサリ診療ヲスルト云フヤウ

ナ傾向ガ段々増シテ行クト云フヤウナコトハアルマイカ、又將來ハ更ニ御增額ニナ

ル御計畫デモアリマスカ、其ノ點ヲ伺ッテ

テ居ラレマスカ、又將來ハ更ニ御增額ニナ

ル御計畫デモアリマスカ、其ノ點ヲ伺ッテ

テ居リマス、尙本法ノ施行ノ時期ハ十月一日デアリマス、其ノ間ニ醫師會トモ能ク相

談ヲ致シマシテ、醫療費ノ單價ヲドウ云フ

バ多少デモ其ノ内容ヲ良ク致シタイト考ヘテ居リマス、尚本法ノ施行ノ時期ハ十月一日デアリマス、其ノ間ニ醫師會トモ能ク相

談ヲ致シマシテ、醫療費ノ單價ヲドウ云フ

スガ二十三錢、四錢位ニ付イテ居ルノデアリマスガ、醫療方法ニ於キマシテハ出來マスレ

マシテ、他ノ手術デアリマストカ、處置ヲヤリマストカ、色々ニコトヲ含メマスト平均スルノハ普通ノ藥ヲ貰フノガ十二錢デアリマスガ

マセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○委員長(子爵立見豊丸君) ソレデハ三案
トモ可決スルコトニ致シマス、長ラク皆様
御苦勞デゴザイマシタ、不憤レデドウモ申
譯ゴザイマセヌデシタ、是デ散會致シマス

午前十一時四十九分散會

出席者左ノ如シ

委員長 子爵立見 豊丸君
副委員長 男爵高木 喜寛君
委員 侯爵徳川 賴貞君
侯爵中山 輔親君
伯爵松木 宗隆君
子爵植村 家治君
子爵實吉 純郎君
仁井田益太郎君
男爵前田 勇君
田口 弥一君
男爵山川 建君
中川 望君
長岡隆一郎君
安宅 納吉君
小坂 梅吉君
松井貞太郎君
齋藤万壽雄君
岩田 三史君

政府委員

厚生次官 児玉 政介君
厚生省衛生局長 加藤於菟丸君
厚生省社會局長 熊谷 憲一君
同 厚生書記官 高橋 敏雄君
中島 賢藏君

昭和十六年二月二十四日印刷

昭和十六年二月二十五日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局